

5月12日は、 民生委員・児童委員の日 ～仲間と一緒に地域と共に～

5月12日は、全国民生委員児童委員連合会が定める「民生委員・児童委員の日」です。

この日は、大正6（1917）年5月12日に岡山県で「済世顧問設置規程」が公布され、民生委員制度の起源となる「済世顧問制度」が創設されたことに由来するものです。



徳島県民生委員児童委員協議会では、毎年5月12日を中心に、民生委員・児童委員活動に対する理解促進を図ることを目的として市町村民生委員児童委員協議会や社協、行政等の関係機関と連携した啓発活動に取り組んでいます。

とくしま福祉広報

222号

April
2025

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会

〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2番地 徳島県立総合福祉センター内

tel:088-654-4461 fax:088-654-9250

e-mail:office@tokushakyo.jp https://fukushi-tokushima.or.jp/

災害時にも飛躍する、地域の支え合い活動を目指して

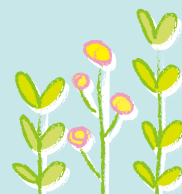
災害ケースマネジメントは、被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスと被災者が社会的に孤立することなく暮らすことのできる環境や地域の再構築を支援するため、欠くことのできない取り組みです。本県では、南海トラフ巨大地震などの発生が懸念されているため、被災者の実情に応じた支援を進めることが強く求められています。そのためには、各市町村が主体となりつつ、地域住民や県、専門的な見地を持つ支援団体等と緊密に連携し、被災者の支援体制を平時から検討し構築しておくことが必要となります。発災時には、この支援体制に基づき、個別の相談等に応じた、被災者一人ひとりの生活状況の課題等の把握・迅速な対応、また、これを継続して実施することが、災害ケースマネジメントの実現に繋がります。社協は、「災害関連死の防止」、「避難所以外の避難者への対応」、「支援漏れの防止」、「被災者の自立」、「生活や地域コミュニティなどの再建」などの災害対応をしっかりと行うため、災害ケースマネジメントの体制構築に参画し、協働してまいります。

～令和6年度 徳島県災害ケースマネジメント実践モデル構築事業～

この度、徳島県からの委託を受け、小松島市役所と美馬市役所をモデル自治体として、徳島県災害ケースマネジメント実践モデル構築事業を実施しました。「誰一人取り残さない被災者の早期の生活再建」を実現するため、部局を横断した共通課題の認識化と実践の共有を進めました。住民一人ひとりを包括的に支える地域社会の仕組みづくりに向けて、全庁体制で地域を基盤とした災害ケースマネジメントの実践・検証を行い、過去の被災地における支援のあり方なども踏まえて、ICT化も交えた新たな取り組みを検証しました。



ふくしと私



社会福祉法人

阿南福祉会

阿南保育園

保育士 下野 莉世

阿南保育園に就職して、まだ二年目ですが可愛い子どもたちと温かい先生方に囲まれながら毎日楽しく過ごしています。私が保育士になるという夢を持ったのは、自分自身が幼稚園に通っている頃からでした。当時、担任をしてくれていた先生のこと大好きで、「この先生になりたい!」と思ったのがきっかけでした。その夢は、保育士になる

まで変わらず持ち続け、大学も迷わず児童学科に進学しました。大学に進学し、三年が経った頃、初めての保育実習が始まりました。初日から不安と緊張で頭がいっぱいになってしまい、子どもと関わることの楽しさをあまり実感できないまま二週間の実習が終わってしまいました。実習が終わり振り返ると、子どもと関わりながら「失敗してしまったらどうしよう」「これをして注意されないかな」などと失敗を恐れすぎていることに気づきました。大学では、五回の実習や様々な保育体験を経験しましたが、やはり純粋に楽しめずに終わってしまったのが正直なところでした。大学の友だちは、楽しかったなどとプラスな気持ちで帰ってくるのを見ると、私だけ楽しめなかったのかな、保育士に向いていないのかなと、保育士になる夢を諦めてしまいそうになったときもありまし

3歳児さんと一緒に転がしドッジボール

た。しかし、小さい頃から保育士という夢だけを追い続けてきたという強い思いと、周りからの後押しで保育士になることを決めました。

いざ就職して実習生ではなく、保育士として子どもたちと関わるようになる、実習生の頃にはあまり感じる事ができなかった楽しさややりがいを感じられ、それと同時に強い責任感も生まれました。私が保育士として一番やりがいをを感じる瞬間は、子どもたちの成長を側で感じられた時です。その成長を同僚の先生達と喜んだり、保護者の方と共有して喜んだりできることは本当に素敵な仕事だと感じています。そして、保護者の方から「ありがと」という一言を頂いたときは、「保育士になって良かった」と思える瞬間でもあります。

保育士になってから多くの学びがありました。先輩の先生から、保護者の方から、そして子どもたちからも学ばせてもらうことがたくさんあります。保育士は、何年経っても学び続けられる素敵な仕事だと思っています。これから、子どもたちと一緒に成長できる保育士でありたいと思います。そして、子どもたちが毎日笑顔で安心して過ごせることができるよう、私自身も明るい笑顔で子どもたちと楽しさを共有しながら過ごしていきたいです。



絵本の読み聞かせタイム

福祉のお仕事探しをサポート

徳島県福祉人材センター



アイネット



徳島県内の福祉のお仕事の求人登録・紹介斡旋・再就職のためのセミナー等を開催しています。是非ご利用ください!

TEL: 088-625-2040
〒770-0943 徳島県徳島市中昭和町1丁目2
徳島県社会福祉協議会
徳島県福祉人材センターアイネット



～福祉・介護・保育の仕事に興味のある方、学生さん、保護者の方へ～

令和7年6月7日(土)「福祉就職転職ガイダンス」(高齢・障がい分野)、6月21日(土)「保育フェア」(保育・児童養護分野)

開催予定! お気軽にご参加ください

詳細はアイネットHPでお知らせします★

子どもの権利を守る子どもアドボカシー

～すべての子どもにアドボカシーを～



NPO子どもアドボカシー Act for 代表 まつしま ようこ

1. 子どもたちの身に何が起きているのか

2022年514人、2023年513人、2024年527人、三年連続の500人超え。これは一体、何を表す数字でしょうか。悲しいことに日本で、自死によって命を落とした小中高生たちの数です。大人の自死は減少傾向にあるなかで、子どもの自死は増加傾向をたどり、1980年以降、過去最多を更新しました。少子化により、子どもの全体数は年々減っているにも関わらず、自死で亡くなった子どもの数は、増えているのです。今を生きている子どもたちの身に、一体何が起きているのでしょうか。

厚生労働省の調査によると、10代までの原因・動機（一人四つまで複数回答計上）では、学業不振や進路の悩み、対人関係の悩みなど学校の問題が44%と最も多く、次いでうつ病などの健康上の問題が36%、親子の不和など家庭の問題が19%となりました。子どもたちにとって、学校と家庭は世界の全てだと言っても過言ではないほどに、大きな影響力をもっています。私たち大人は、子どもたちが、安心して幸せに生きていけるようにするために、どうあるべきか真剣に考え直す必要があるでしょう。

2. 子どもの権利と子どもアドボカシー

みなさんは、アドボカシーという言葉を知っていますか？簡単に訳すと、「代弁する」、「擁護する」という意味になります。国連子どもの権利条約では、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」の四つを原則としています。子どもの意見を尊重するために、子どもは自分の意見を自由に言うことができ、それを大人に聴いてもらえるという意見表明権があります。子どもアドボカシーとは、この意見表明権を保障するために、子どもの声を聴き、子どもが権利侵害を受けたときは、しかるべき相手や機関にその声を届け、改善していくはたらきかけのことです。

日本が子どもの権利条約に批准してから30年になりますが、子どものアドボカシーは一部の児童施設等に浸透したのみで、なかなか全体的な広がりには至りませんでした。2023年、子どもの意見表明権を掲げたこども基本法が施行され、ようやく長い眠りから目覚めようとしているところです。

3. 子どもの声を聴いてみよう

子どもアドボカシーというと、何か難しいことのように思われるかも知れませんが、家族や親戚、近所の方など、身近な大人が子どもの意見を聴いてくれることも立派な子どもアドボカシーです。それでは、ここで身近な大人が聴いてくれた子どもの声を紹介します。

子どもの権利条約 4つの原則

1 差別の禁止（差別のないこと）
すべての子どもは、子ども自身や親の民族や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、食糧、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を言うことができます。おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

1989年11月20日
国連総会において採択
1990年発行

1994年 日本が批准
158番目／196の国と地域

2023年4月1日
「こども家庭庁」「こども基本法」
子どもの意見表明権

出典：日本ユニセフ協会 子どもの権利条約の考え方

- A Q どのような世の中だったらいいと思う？

A 「だれもいじめられなくて、だれもお金に困らない」
- A Q どんな家なら安心できる？

A 「不安なときに本当の気持ちを言える」「本当のことを言っても怒られない」「家族がほめてくれたり、助けてくれたりする」
- A Q 「親が子どもの前でケンカしない」「当たり前だけ暴力をふるわれるない」「どんな学校なら安心できる？」

A 「先生が子どもが大好きで、思いやりがあつて、叱るときはちゃんと叱れる」「怒鳴られたり、暴言を吐かれたり、叩かれたりしない」

「間違えても怒られないし、失敗しちゃうても、話してくれてありがとうと言ってくれる」
「いじめがあつても、先生と友達を守ってくれて、いじめちゃった子は反省してちゃんと直せる」
いかがでしょうか。各々、シンプルながら的を射ていると思いませんか？これらの声は、子どもが生きてに値すると思える社会の実現につながる、大きなヒントとなるでしょう。どの子どもも皆、その胸に願いを抱いているものです。まずは、身近なお子さんの声を聴くことから、はじめてみてくださいます。

権利は生まれながらにしている

- 子どもは生まれながらに人権（権利human rights of children）をもっています。
- 権利は義務と引き換えに与えられるものではなく、また、何かをしないと取り上げられるものでもありません。

権利と義務はセットじゃないよ

義務と責任は、大人になるまでに勉強していくからね

ありがとうございます

寄付金・賛助会費

●株式会社ダイヤジム様●名鉄観光サービス株式会社徳島支店様●株式会社JR四国ホテルズ様●四国情報管理センター株式会社徳島営業所様●協業組合徳島印刷センター様●有限会社KENデザイン事務所様●篠原石油株式会社様●原公認会計士税理士事務所様●株式会社アルファ・システムズ様●株式会社金剛様●株式会社栄弘様●南海トラフ巨大地震から徳島県保育園児を守る会様●株式会社ジェイテクト様●株式会社阿波銀行様●株式会社徳島大正銀行様

預託

- 株式会社セブン-イレブン・ジャパン様から上板町社会福祉協議会、板野町社会福祉協議会、美馬市社会福祉協議会へ店舗改装等に伴う在庫商品の御寄贈
- 公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会徳島県協会様から海陽町社会福祉協議会へ福祉車両の御寄贈
- 一般社団法人生命保険協会徳島県協会様から障がい者支援団体2カ所へ資金助成
- 一般社団法人全日本司厨士協会四国地方徳島県本部様から阿波国慈恵院へ料理の御提供
- 公益社団法人日本中国料理協会四国地区本部徳島県支部様から常楽園へ料理の御提供



日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和7年度

ボランティア活動保険

商品パンフレットは
こちらから
(ふくしの保険ホームページ)



保険金額・年間保険料（1名あたり）

団体割引20%適用済／過去の損害率による割増適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
賠償責任	地震・噴火・津波による死傷		×	○
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)	
年間保険料			350円	500円

<重要>

- ◆基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆年度途中でご加入される場合も左記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667
受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)